



答 申 第 680 号  
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 25 日付け神戸市長  
広聴第 140 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市民からの情報提供ツール（スマホ投稿アプリ）の導入について  
（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

- 1 道路や公園遊具の不具合等、地域で起きている課題について、神戸市民からの情報提供ツール（スマホ投稿アプリ）を導入して、市民からスマートフォンにより投稿された情報等を電子計算機処理することは、課題の迅速な把握と、市民の参画による問題解決に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市民からの情報提供ツール（スマホ投稿アプリ）の導入について  
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

【電子計算機処理を行う情報】

利用者情報

1. 氏名(カナ含む)
2. 住所
3. 電話番号
4. 性別
5. 誕生年
6. 職業（選択式）
7. ID
8. パスワード
9. 勤務先／通学先の区名
10. メールアドレス
11. ニックネーム

投稿内容情報

12. 投稿区分
13. 投稿内容
14. 位置情報
15. 写真
16. 投稿者のニックネーム